旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年８月 14 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社復興御宿富双江葉大馬　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－888号　④株式会社復興御宿富双江葉大馬　千葉県柏市旭町一丁目４番11号インシュランスビルⅦ３階　代表取締役　宍戸明博　⑤本社営業所　千葉県柏市旭町一丁目４番11号インシュランスビルⅦ３階　⑥平成25年９月30日　⑧平成29年６月30日　⑩3000000円　⑪千葉県知事　⑫千葉県柏市旭町一丁目４番11号インシュランスビルⅦ３階　株式会社復興御宿富双江葉大馬　代表取締役　宍戸明博

Ｂ　①株式会社アクシス（アクシスツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4320号　④株式会社アクシス（アクシスツアー）　東京都豊島区南大塚三丁目50番４号　代表取締役　黒岩光郎　⑤本社営業所　東京都豊島区南大塚三丁目50番４号　⑥平成９年10月21日　⑧平成29年７月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区南大塚三丁目50番４号　株式会社アクシス　代表取締役　黒岩光郎

Ｃ　①海天商事株式会社（海天旅行）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6590号　④海天商事株式会社　東京都中央区八丁堀四丁目10番８号　代表取締役　張畢　⑤本社営業所　東京都中央区八丁堀四丁目10番８号第３．ｓ．ｓ．ビル603号　⑥平成24年11月29日　⑨平成28年４月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区八丁堀四丁目10番８号　海天商事株式会社　代表取締役　張畢

Ｂ　①有限会社イートリップ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－890号　④有限会社イートリップ　神奈川県横浜市金沢区富岡東１－25－１－303　取締役　緒方悦子　⑤本社営業所　神奈川県横浜市金沢区富岡東１－25－１－303　⑥平成14年８月12日　⑧平成29年７月10日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市金沢区富岡東１－25－１－303　有限会社イートリップ　取締役　緒方悦子

Ｃ　①株式会社ＪＣプラン　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2367号　④株式会社ＪＣプラン　大阪市都島区片町一丁目３番11号ＪＣ大阪ビル　代表取締役　野村艶　⑤本店　大阪市都島区片町一丁目３番11号ＪＣ大阪ビル　⑥平成18年３月28日　⑨平成22年12月３日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市都島区片町一丁目３番11号ＪＣ大阪ビル　株式会社ＪＣプラン　代表取締役　野村艶

Ｂ　①福岡教育大学生活協同組合　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－475号　④福岡教育大学生活協同組合　福岡県宗像市赤間文教町１番１号　理事長　有川誠　⑤本社営業所　福岡県宗像市赤間文教町１番１号　⑥平成10年２月24日　⑧平成29年６月９日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県宗像市赤間文教町１番１号　福岡教育大学生活協同組合　理事長　有川誠

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年８月 14 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ニュー神戸旅行社　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－384号　④株式会社ニュー神戸旅行社　神戸市中央区元町高架通３番148号　代表取締役　藤本正男　⑤本社営業所　神戸市中央区元町高架通３番148号　⑥平成８年３月１日　⑦平成29年７月10日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社トラベル長崎　②第３種旅行業　③長崎県知事登録旅行業第３－108号　④有限会社トラベル長崎　諫早市白岩町37番地３　破産管財人　川島陽介　⑤本社営業所　諫早市白岩町37番地３　⑥平成５年６月１日　⑦平成29年２月20日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博